

## 戦後における昭和天皇の短歌—その政治的メッセージとは(五)

### 五. 貞明皇太后の短歌が皇后の歌集に

一九四六年歌会始(お題「松上雪」)の新聞報道によれば、例年の三分の一にあたる一万四二六二首の詠進歌から五首が選ばれたとして発表され、皇族の歌では、天皇の⑩と皇太后(節子大正天皇皇后、貞明皇太后)の作「よのちりをしづめてふりししら雪をかざしてたてる松のけだかさ」の二首が発表されただけだった(『朝日新聞』一九四六年一月二三日)。この年、良子皇后は服喪のため歌を出していないと記事にある。ところが、最近、田所泉の指摘により、この節子皇太后の歌が昭和天皇・皇后の合同歌集『あけぼの集』に良子皇后の作品として収録されていることがわかった(「プロパガンダとしての『御製』」『インテリジェンス』四号二〇〇四年五月)。念のため私も新聞記事、『あけぼの集』をあらためて確認、宮内庁に問い合わせてみると、「よのちりを・・・」は「貞明皇太后の作品です」と、しごく簡明な回答が返ってきた。このミスは、宮内庁・出版社両サイドから訂正されることもなく今日にいたっている。良子皇后の短歌として引用されることも多い。いまとなつては貞明皇太后であろうと、香淳皇后であろうと、もうどちらの作でもいいということなりはしないか。さかのぼって責任問題になることを避けてでもいるのだろうか。読者サイドからいえば気づかないほど没個性的な作品だったといえるのかもしれない。

### 六. 昭和天皇退位をめぐる状況の推移

⑬戦のわざはひうけし国民をおもふころにいでたちてきぬ (一九四六年一〇月三〇日宮内省発表)

⑭わざはひをわすれてわれを出むかふる民の心をうれしとぞ思ふ

(一九四六年一〇月三〇日宮内省発表)

⑮たのもしく夜はあけそめぬ水戸の町うつ槌の音も高くきこえて (一九四七年歌会始「あけぼの」)

⑯うれしくも国の掟のさだまりてあけゆく空のごとくもあるかな (一九四七年 初出不明)

⑬⑭は、地方長官会議の後、参内地方長官を前に宮内省が発表した三首の内の二首である。一九四六年二月一九・二〇日の神奈川県にはじまった一連の行幸を通じて、「わざわひ」を受けた民を見舞う天皇と天皇を思う民の心が通い合うかのような演出を垣間見る。⑮は、その年の行幸終盤、十一月一八・一九日の茨城県下水戸の復興の姿を詠んだもので、内容的にもかなりの自信と余裕を見せる表現となっている。この時期の背景として見落とすことができないのは、天皇の退位問題であり、憲法改正による天皇の地位と極東軍事裁判の行方であった。

年表を作成してみると連合国同士、GHQと日本政府との攻防の実態がよくわかる。極東軍事裁判の大きな流れを見てみると、一九四五年九月一日にGHQは戦犯逮捕指令出しているが、一九四六年一月十九日には極東軍事裁判所条令が出され、天皇誕生日には東條英機らA級戦犯を起訴し、五月三日には開廷、一九四八年の皇太子誕生日、一二月二三日に刑を執行していることがわかる。一九四七年歌会始の一首⑮を整える一九四六年の年末には、すでに一九四六年六月キーナン主席検事が天皇を訴追せずとの記者会見発表をしており、象徴天皇制をうたった新憲法も両院で議決・成立していたので、「天皇訴追」の流れは薄れていた。政府は、一九四六年一〇月二十九日に天皇の署名、翌年の天皇誕生日四月二十九日施行を目論んだが、現実には、十一月三日公布、前年軍事裁判開廷日の一九四七年五月三日施行となる。⑯の作も新憲法公布後と思われ、天皇は自らの行く末についてもやや安堵感を覚えた時期ではなかったか。

(『ポトナム』2007年6月号所収)